

## パーソナルゴルフレンジ MAZEL 利用規約

### 第1条（適用範囲）

本規約は、オフィスアエラ（以下「当社」といいます。）が「パーソナルゴルフレンジ MAZEL」として運営する会員制パーソナルゴルフレンジ（以下「当施設」といいます。）およびそれに派生するサービスの利用に関し適用されるものとしします。

### 第2条（会員制）

1. 当施設は会員制としします。
2. 当施設に入会される方は、本規約その他規則を承諾し、所定の入会申込手続きが必要となり、当社が会員として適切であると判断した申込者は入会が認められ、当施設を利用することができます。
3. 会員は、本規約(第21条により改定されたものを含みます。)、当施設が入居する施設内の諸規則、その他当社が定める規則を全て遵守しなければなりません。

### 第3条（入会資格）

次の各号のいずれかに該当する者は会員になることはできません。

- (1) 本規約その他当社が定める規則を遵守できない者
- (2) 入会申込を行う申込者と同一人物であることを確認できない者
- (3) タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング・シールを含みます。）のある者で、当施設内および敷地内においてタトゥーの露出を一切行わないことに同意できない者
- (4) 過去または現在において暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と関係を有する者と判断した者
- (5) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- (6) 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる者
- (7) その他、当社が会員としてふさわしくないと判断した者

### 第4条（会費、入会金等）

1. 会員は、会費および入会金、当社が定めるその他費用（以下「会費等」といいます。）を当社所定の方法で支払うものとしします。
2. 会員は、会費等を在籍する月の月末までの分を、前月20日までに支払うものとしします。但し、入会時の初回支払時期については別途定めるものとしします。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、当社が定める会費等を全て支払う義務があります。一旦支払われた会費等は、本規約の定めがある場合を除いて返還されません。
4. 当施設は、会費等の改定を行うことができます。その場合は改定を行う2週間前までに会員に告知するものとし、以後は改定後の会費等が適用されるものとしします。
5. 会員が、会費等その他の債務を支払期日までに履行しない場合、支払期日の翌日から支払日まで

の日数に年14.6%の割合で計算される遅延損害金を会費等その他の債務と一括して請求できるものとし、当該会員は当社が指定する方法で支払わなければなりません。その際の支払に必要な振込手数料等の費用は当該会員の負担とします。

#### 第5条（会員プランの変更）

会員は、プランの変更をする場合は、変更希望月の前月の10日までに所定の手続きを行うものとし、その場合、翌月1日からプランが変更されます。

#### 第6条（会員登録・予約等の方法）

1. 会員は、当社が指定するウェブサイトから、会員登録、施設利用の予約、予約のキャンセル及び予約日時の変更を行うものとし、
  2. ご予約のキャンセルまたはご予約日時の変更は、会員が予約した施設利用開始時刻の6時間前に限り可能です。この場合、ご予約のチケットに記載された有効期限内（購入日から1か月間）に限り、再度予約を行うことができるものとし、
- ただし、当社は、いかなる場合でも返金対応はいたしかねます。
- なお、会員が予約した施設利用開始時刻の6時間前を過ぎてからのキャンセルまたは予約日時の変更はできず、この場合、会員は再予約を行うことはできず、返金対応もいたしかねます。

#### 第7条（入退室セキュリティ）

1. 当施設は、会員に対しセキュリティーカードの貸与および入退室管理システムのアプリケーションその他当施設利用のために必要なシステム（以下カードとシステムをあわせて「セキュリティーキー」といいます。）の使用を許諾します。
2. 会員が当施設に立ち入る際には、セキュリティーキーを使用するものとし、会員本人がセキュリティーキーを使用できない場合は当施設に立ち入ることはできません。
3. セキュリティーキーは、許諾された会員本人または当社が認める使用権限を有する者のみが使用でき、他の者が使用することはできません。
4. 会員は、セキュリティーキーを第三者に貸与することはできません。万が一貸与した場合は強制退会の対象となります。但し、当社が別途許諾した場合はこの限りではありません。
5. 会員は、セキュリティーキーにつき紛失、盗難、または破損が生じた場合には、速やかに当社にその旨を申し出て、具体的な状況説明をしなければなりません。この場合、当社が相当と認める場合には、会員は再発行手数料2,200円（税込）を支払うことにより、セキュリティーキーの再発行を受けることができます。但し、当社の責めに帰すべき事由によりセキュリティーキーが使用できなくなった場合には、会員からの申し出により無償でセキュリティーキーを発行するものとし、
6. 会員は、当施設利用時において、当社または当社指定の者から、セキュリティーキーの提示を求められた場合には、直ちに提示するものとし、

## 第8条（遵守事項）

会員は本規約に別途定める他、以下の事項を遵守しなければなりません。

- (1) 当施設の利用にあたっては、施設内に掲示されたルール、習慣上のルール、当社の説明や指示に従うこと
  - (2) 当施設またはその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、無許可のアンケート協力の依頼行為、署名活動を行わないこと
  - (3) 刃物等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品を当施設または敷地内へ持ち込まないこと
  - (4) 正当な理由なく他者の所持品に触れないこと
  - (5) 当施設の利用を認められていない者を同伴させないこと
  - (6) 大声、奇声を発する行為、他の会員やスタッフを畏怖させる言動、その他迷惑と受け取られる言動を行わないこと
  - (7) 他の会員やスタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為をしないこと
  - (8) 正当な理由なく面談、電話その他の方法でスタッフを拘束する等の迷惑行為をしないこと
  - (9) 動物を施設内に持ち込まないこと
  - (10) 他の会員の施設利用を妨げる行為をしないこと
  - (11) 当施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷つける言動をしないこと
  - (12) 当敷地内で喫煙をしないこと
  - (13) 終了時間の10分前には、練習を終了し、使用したボールの片付けとマットを整えること。また、ごみは所定の場所に処分し、当施設内を清潔に保つこと
  - (14) 会員は当社が防犯を目的として当施設内（トイレ・フィッティングルームは除く。）に複数の防犯カメラを設置し、録画・記録することをあらかじめ承諾すること
  - (15) 当施設内設備につき、損害、汚損した場合または故障した場合は、あらかじめ告知した当社指定の連絡先に速やかに（遅くとも次の利用者が来るまでに）連絡すること。
  - (16) 次の利用者のために、最低限の片付けを行うこと。
  - (17) 利用者専用駐車場の注意事項を承諾し、遵守すること。
  - (18) ゴルフブース内において以下の禁止事項をしないこと
    - ①打席、打席以外での打席幅を超えるようなスイング（横振り等）を行うこと
    - ②プレーヤー以外の方の打席、打席通路および打席付近への立ち入り
    - ③打席設備の移動および不適切と思われる使用を行うこと
    - ④当施設備付のボール以外を使用すること
    - ⑤当施設のボールや備品を持ち出すこと
    - ⑥その他注意事項
- ・当施設はスタッフのいない時間があり、会員様ご自身での設備利用となる時間帯があります。
  - ・火災、地震等の自然災害が発生した場合は、会員自身の責任と判断において避難等を行うこと。
  - ・自己責任において健康管理をしたうえで当施設を利用し、身体に不調があるときは利用を控えること

## 第9条（入室の禁止、退室）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する者につき、相当期間の入室の禁止、または施設からの退場を命じることができます。
  - (1) 本規約その他当施設の諸規則を違反した者
  - (2) 当施設において第3条に定める入会資格を欠いていると判断した者、または入会に際し虚偽の申告を行い、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかった者
  - (3) 当施設において体調不良や飲酒、薬物使用等により正常な施設利用が出来ないと判断した者
  - (4) 当施設において著しく不潔な身体または服装の者
  - (5) 当施設の承諾なくセキュリティーキーを使用せずに入室した者
  - (6) 本規約の手續に従わず、会員以外を入室させた者および入室した者
  - (7) 会員の自己の都合により会員費の全部もしくは一部を2ヵ月間滞納した者
  - (8) 上記の他、当施設にて入室の禁止または退場を命じることが適切であると判断した者
2. 当施設への入室禁止となった会員は、当該禁止期間中も会費等を支払わなければなりません。

## 第10条（退会）

1. 会員が自己の都合により退会する場合は、当社所定の手続きを行った上で希望する月の月末をもって退会となります。
2. 上記手続きは原則当社指定の電磁的方法によるものとし、所定の入力フォームへの入力を行い、当社の受領確認をもって手續の完了となります。
3. 退会手続きは、退会を希望する月の10日までにまでに行うものとし、その場合当月末日をもって退会となります。
4. 各月の11日以降に手続きがとられた場合は翌月の末日をもって退会となります。
5. 本条の退会手續が完了しない場合は在籍となり、当施設の利用が無い場合でも会費が通常に発生します。
6. 会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の退会手續と同時に完納しなければなりません。

## 第11条（届出等）

1. 会員は、入会手續時に申告した内容に変更があったときは、速やかに所定の方法にて変更の届出をしなければなりません。
2. 当社ならびに当施設から会員への諸通知等は、会員から届け出のあった住所またはメールアドレス等宛に行い、その発送をもって効力を有するものとし、未達や延着等の場合でも、当社は発送後の責を負いません

## 第12条（強制退会）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を強制的に退会させること（以

下「強制退会」といいます。)ができます。

- (1) 本規約（第8条を含み、これに限られない）およびその他当社が定める諸規則を遵守しないとき
  - (2) 当施設内外にかかわらず、法令、条例または公序良俗に反する行為を行い、当施設の運営に影響が生じると判断したとき
  - (3) 当施設において第3条に定める入会資格を欠いていると判断したとき、または入会に際し虚偽の申告を行い、あるいは入会資格に関わる重要な事実を故意に申告しなかったとき
  - (4) 会員の自己の都合により会員費の全部もしくは一部を2ヵ月間滞納したとき
  - (5) その他、当施設において会員としてふさわしくない言動があったと認められたとき
2. 当施設から強制的に退会させられた会員は、退会時から当施設の利用はできません。
  3. 当施設から強制的に退会させられた会員に対しては、当社は、前納分または既払分の会費等があっても、これを返還することはいたしません。
  4. 強制退会となった会員は、将来にわたり期間の定めなく当施設への入会はできません。

#### 第13条（資格喪失）

1. 会員は、次の場合に、自動的にその会員資格を喪失します。

- (1) 退会、強制退会の処分を受けたとき
- (2) 死亡、または法人が解散したとき
- (3) 当施設が閉鎖されたとき

#### 第14条（会員資格の譲渡禁止等）

当施設の会員資格は本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他担保に供する等の行為または相続その他の包括継承はできません。

#### 第15条（営業日および営業時間）

当施設の営業日、営業時間については当施設が別に定めます。但し、気象災害時等の理由により事前告知なく変更する場合があります。

#### 第16条（施設の利用制限）

1. 当社は、次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更することがあります。そのような制限がなされた場合でも別に定める場合を除いて会費等の支払義務が免責されることはありません。
  - (1) 気象・災害等により営業が困難であると認めたとき
  - (2) 設備の点検、補修または改修をするとき
  - (3) 法令の制定、改廃、行政指導、社会的情勢の著しい変化、その他運営上等やむを得ない事由が発生したとき
2. 前項の場合、事前にその旨を当施設のホームページ等にて告示いたします。但し、緊急を要する

場合はこの限りではありません。

#### 第 17 条（施設の閉鎖・変更）

当社は次の理由により当施設の全部または一部を閉鎖、もしくは変更をすることがあります。

- (1) 気象・災害等により営業が困難であると認めたとき
- (2) 法令の制定、改廃、行政指導、社会的情勢の著しい変化、その他運営上等やむを得ない事由が発生したとき
- (3) 当社は、会員に対して、30日以上の事前予告期間をもって通知することにより、当サービスの全部または一部を閉鎖もしくは変更させることができるものとします。
- (4) 当社が本サービスの全部または一部を閉鎖もしくは変更し、または中断・停止した場合であっても、当社は本利用規則で明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の責をおいませぬ。

#### 第 18 条（遺失物の取扱い）

本クラブの施設内においての忘れ物、落とし物、放置物（以下、遺失物という）を拾得した場合は、本クラブの定めに基づき適切に取り扱うものとします。本クラブ内での遺失物は、一週間を経過後に処分するものとし、衛生上の理由により飲食物については即日処分するものとする。会員は異議を申し立てないものとする。

#### 第 19 条（賠償責任）

1. 当施設内で発生した紛失、盗難、傷害、その他の事故については、当社は、その故意または重過失による場合を除き、一切の責をおいませぬ。
2. 会員または同伴者は、自己の責に帰すべき原因により、当施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
3. 会員は、同伴者の責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、その同伴者と連帯して賠償責任を負わなければなりません。

#### 第 20 条（業務委託）

当社は、当施設の運営に関する業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができます。その場合において業務遂行のため必要な範囲で、会員の個人情報を提供する場合があります、会員はこれを了承するものとします。

#### 第 21 条（通知予告）

当施設に関する通知または予告は、施設内に掲示する方法または電子メール等の電磁的方法により行います。

#### 第 22 条（適用法および管轄裁判所）

当施設の利用ならびに利用規約の解釈および適用は日本国法に準拠します。会員と当施設の間で

訴訟の必要が生じた場合は、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 23 条（本規約その他の規則の改定）

当社は、本規約、細則、利用規定、その他運営、管理に関する事項を改定することができます。  
また、その効力は最新の改定日をもってすべての会員に適用されます。

附則. 本規約は 2023 年 3 月 26 日より発効します。